

福介第5032号

令和6年3月22日

介護保険事業所 管理者 様

寝屋川市福祉部高齢介護室

室長 静友 哉

介護予防・日常生活支援総合事業運用の一部変更について（通知）

平素は、本市介護保険運営に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年4月1日から、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を受けることが可能となることに伴い、総合事業の運用について、地域包括支援センターからの原案委託の場合も含め、下記のとおり変更することにいたしました。

つきましては、貴事業所内で御周知くださいますようお願いいたします。

記

1 総合事業運用変更の内容（令和6年4月から適用）

(1) 初回訪問について

初回訪問の対象は変更ありません。指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所として介護予防支援を行うケースも対象とします。

原案委託または直接契約で指定居宅介護支援事業所がサービス計画を作成する場合、これまで地域包括支援センターが行っていた、基本情報、基本チェックリスト、活動・参加チェックシートの作成について、指定居宅介護支援事業所が行うこととします。

アセスメントは指定居宅介護支援事業所が主導で行うこととし、地域包括支援センターは従来通り、自立支援の必要性、介護保険サービスの目的と使い方についての説明、必要と思われるサービスの見立て及び説明、短期集中のみを利用する場合の目標設定を行うこととします。

ただし、地域包括支援センターは、相談受付時に聞き取った情報を初回訪問までに指定居宅介護支援事業所に共有し、アセスメントは地域包括支援センターも協働で行ってください。

※事務手順については、別紙フロー図を参考にしてください。

(2) 利用者との契約について

現在、原案委託の場合、利用者との契約締結について、委託先の指定居宅介護支援事業所が行ってくださっていますが、地域包括支援センターが初回訪問時に利用者に説明し、契約を締結することとします。

<留意点>

認定更新の結果、要介護から要支援になった場合、初回訪問は不要ですが、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの契約は、原則として地域包括支援センターが行うこととします。(※ 指定居宅介護支援事業所の直接契約による介護予防支援の場合を除く。)

ただし、利用者の負担等を考慮し、指定居宅介護支援事業所が契約を代行することが望ましいと思われる場合は、指定居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとで協議したうえで、指定居宅介護支援事業所が契約を代行することができることとします。

(3) 活動・参加チェックシート、アセスメントシートの改訂

様式に、利用者の被保険者番号を入力する欄を追加しました。

(4) 短期集中終了後のセルフマネジメントサポートについて

令和5年度より、短期集中終了後、介護保険サービスを終了する要支援者等を対象に、セルフマネジメントサポートを提供しています。短期集中終了後1～3か月間、月に1回、短期集中事業所にて体力測定、セルフマネジメント支援を行い、地域支え合い推進員は、ケアマネジャーや短期集中事業所と連携し、地域資源とのマッチングや活動の場の立ち上げを支援します。令和5年度は、リハビリデイ河北、ハーモニー・ワンセルフ、寝屋川中央リハビリセンターの3事業所のみでの実施としていましたが、令和6年度から

は全9か所の短期集中事業所で実施します。

2 様式等

本通知及び各種様式は、市ホームページ「介護予防・日常生活支援総合事業」に掲載します。更新したのから随時アップロードします。

下記URLからダウンロードできます。

https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/fukushi/koreikaigoka/chiiki/kaigoyobou/1486040964224.html

寝屋川市福祉部高齢介護室
地域支援担当 増茂・生子
〒572-8566 寝屋川市池田西町24番5号
TEL 072-838-0372 FAX 072-838-0102
E-mail kaigo@city.neyagawa.osaka.jp